

平成23年12月26日
京 都 市

アクションプラン（地方自治体とハローワークの一体型運営） に係る提案

1 提案理由

依然として厳しい雇用情勢のもと、生活保護受給者や児童扶養手当受給者及び住宅手当受給者等の低所得者層（以下「生活保護受給者等」という。）に対する就労を通した自立支援については、ハローワークにおける雇用保険や職業訓練の受講指導、求職活動の相談及び紹介状の発行の支援等、ハローワークが求職活動に果たす役割が非常に重要となっている。

一方で、京都市内には3箇所のハローワークがあるが、福祉事務所から距離が離れている場合や管内にハローワークがないなど、生活保護受給者等が求職活動するうえで、利便性が低い状況となっている。

このような状況を踏まえ、生活保護受給者等への求職活動の利便性の向上を図りつつ、就労支援の取組を充実・強化することを目的とし、以下のとおり提案を行うもの。

2 提案概要

京都市内の区役所・支所庁舎内等にハローワークの就労支援コーナーを設置し、福祉事務所等と情報共有を図りつつ、生活保護受給者等に対し、就労支援ナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）による就労支援とハローワークの求人情報提供端末の設置による求人情報の提供等を行う。

3 実施方法

（1）対象者

生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当受給者とする。

※ 低所得者への就労支援を充実するため、「福祉から就労」支援事業の対象者とし、一般の求職者は対象外とする。

※ なお、就労支援コーナーの利用に際しては、就労支援コーナーから福祉事務所をはじめとした関係機関への情報提供を行うため、対象者から同意書を徴取することとする。

（2）業務内容

一般の求職者を除くクローズドでの個別支援を、以下のとおり実施することとする。

ア 「福祉から就労」支援事業の実施（就労支援チームによる支援）

支援事業により就労支援をすることが適当であると認められた者（以下、「支援対象者」という）に対しては、ナビゲーターと福祉事務所職員

等（ケースワーカー、就労支援員、キャリアカウンセラー等）が積極的に情報交換し、就労支援チームとして連携・協力した支援を行う。

また、支援対象者への支援の実施に際しては、ナビゲーターとの予約制により行うこととする。

イ 上記アの支援対象者以外の者への取組

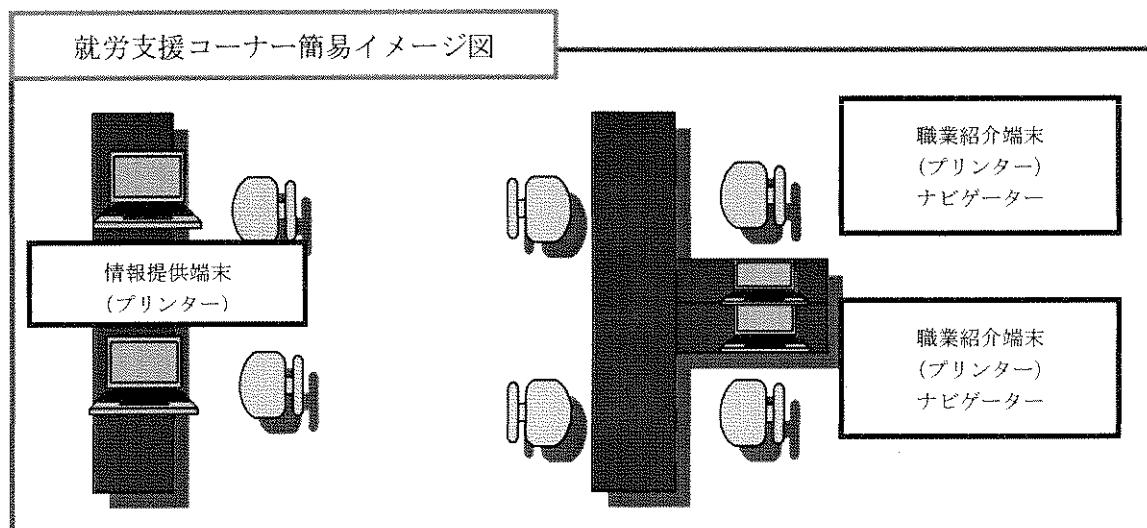
- (ア) ナビゲーターによる職業相談・職業紹介の実施
- (イ) 求人情報提供端末設置によるハローワーク求人の提供
- (ウ) 公共訓練及び求職者支援制度の受付・受講指示書の交付等

※ (ア)～(ウ)については、下記（5）に示すとおり、必要に応じて福祉事務所、母子福祉センター及び住宅手当窓口の職員による支援を隨時行うこととする。

（3）実施体制

対象者数（別紙）を基に、以下のとおり行う。

- ア 就労支援ナビゲーター 2～3名
- イ HW求人情報提供端末 1～3台（専用プリンター付）
- ウ HWの職業紹介端末 1～3台（専用プリンター付）



※就労支援コーナーは、縦4m×横5.5m～縦6m×横5.5m程度が必要

（4）設置場所

利用者の利便性を考慮し、以下のとおりとする（計16箇所）

- ①市内すべての区役所・支所（14箇所）
- ②住宅手当相談窓口（1箇所：朝日ビル6F（中京区））
- ③京都市母子福祉センター（1箇所：北山ふれあいセンター内（左京区））

(5) 各設置場所における就労支援の取組

ア 福祉事務所

① 求人情報の閲覧、出力

福祉事務所職員、生活保護就労支援員及びキャリアカウンセラーは、単独もしくは対象者と同行し、就労支援コーナーに設置された端末を利用し、求人情報の閲覧、出力をすることができる。

② 相談の同席

福祉事務所職員、生活保護就労支援員及びキャリアカウンセラーは、対象者とナビゲーターの相談に同席することができる。

イ 住宅手当窓口

① 求人情報の閲覧、出力

住宅手当担当職員は、対象者と同行し、就労支援コーナーに設置された端末を利用し、求人情報の閲覧、出力をすることができる。

② 相談の同席

住宅手当担当職員は、対象者とナビゲーターの相談に同席することができる。

ウ 母子福祉センター

① 求人情報の閲覧、出力

母子福祉センター就労支援員は、単独もしくは対象者と同行し、就労支援コーナーに設置された端末を利用し、求人情報の閲覧、出力をすることができます。

② 相談の同席

母子福祉センター就労支援員は、対象者とナビゲーターの相談に同席することができる。

4 実施に係る必要経費

初期費用及びランニングコスト等、事業実施に係る経費についてはすべて国において負担するよう求める。

(1) 人件費

ナビゲーター 2名～3名

(2) 備品等

備品	その他
求人情報端末 2～3台	改修工事経費
職業紹介端末 1～3台	電話機設置工事経費
パソコン（インターネット可） 1台	消耗品一式（文房具、コピー用紙等）
相談机、椅子 各6台	機械メンテナンス等維持管理費
電話機 2台	通信費
パンフレットスタンド 1台	
キャビネット 1台	
パーテーション 1台	

行政区別受給者数(生活保護受給者は稼働年齢層の者)

行政区	生活保護受給世帯数 (その他・母子世帯) (平成23年10月保護動向)	児童扶養手当 受給資格者数 (生保母子世帯除外) (平成23年3月末時点)	住宅手当 受給者数 (平成23年11月1日時点)	合計 (潜在的対象者数)	配置案		
					人 数	紹 介 端 末	検 索 端 末
北	460	717	21	1,198	2	2	2
上京	275	441	11	727	2	1	2
左京	515	897	18	1,430	2	2	2
中京	543	669	25	1,237	2	2	2
東山	284	260	11	555	2	1	2
山科	1,182	1,264	34	2,480	3	3	3
下京	561	488	19	1,068	2	2	2
南	999	805	22	1,826	2	2	2
右京	1,183	1,508	39	2,730	3	3	3
西京	497	638	19	1,154	2	2	2
洛西	362	514	4	880	2	1	2
伏見	1,544	1,578	27	3,149	3	3	3
深草	456	453	21	930	2	1	2
醍醐	822	777	12	1,611	2	2	2
全市合計	9,683	11,009	283	20,975	31	27	31

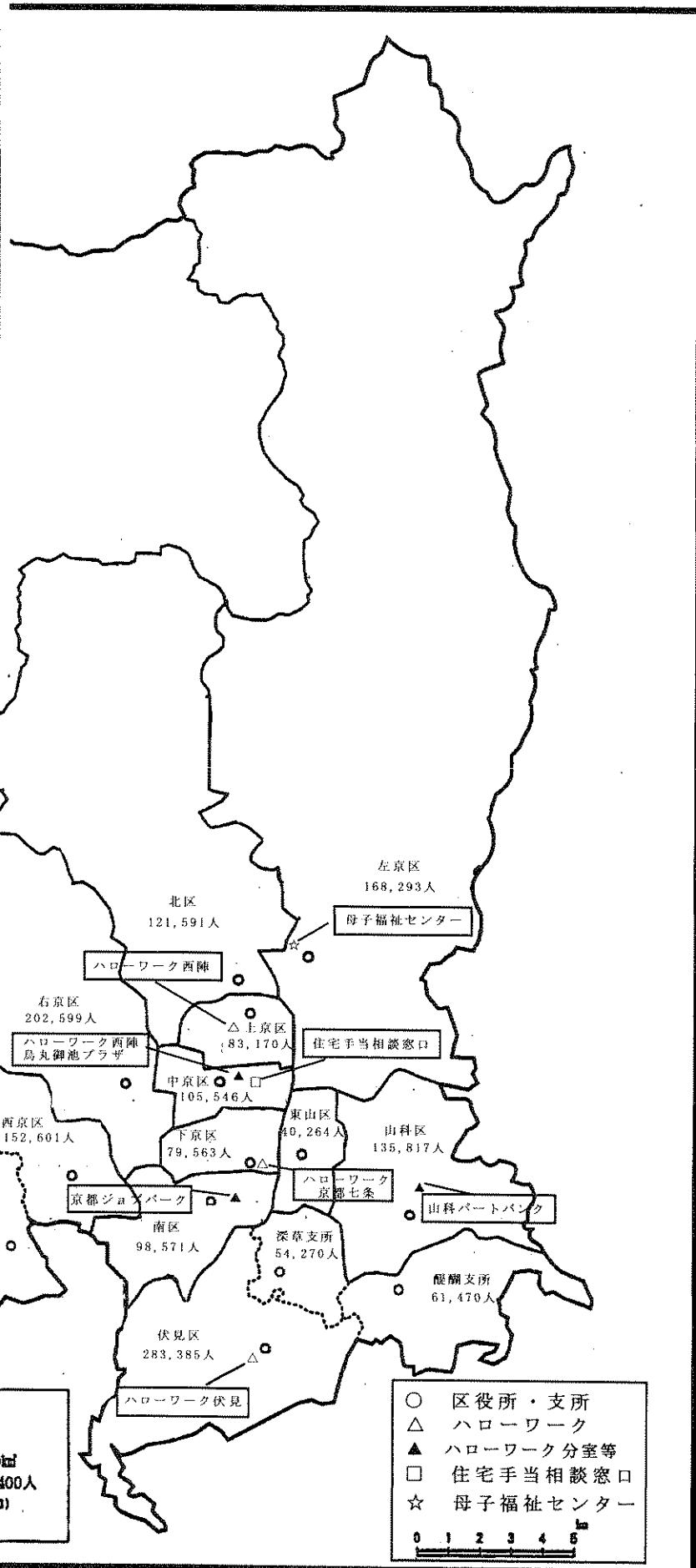
ハローワーク	行政区	対象者 数	合計
ハローワーク 西陣	北	1,198	9,356
	上京	727	
	左京	1,430	
	中京	1,237	
	右京	2,730	
	西京	1,154	
ハローワーク 京都七条	洛西	880	5,929
	東山	555	
	山科	2,480	
	下京	1,068	
ハローワーク 伏見	南	1,826	5,690
	伏見	3,149	
	深草	930	
	醍醐	1,611	

住宅手当窓口	2	2	2
母子福祉センター	2	1	2

京都市の概要図

ハローワーク等	所在地	管轄
ハローワーク 西陣	上京区	北、上京、左京、中京 右京、西京、洛西
ハローワーク 京都七条	下京区	東山、山科、下京、南
ハローワーク 伏見	伏見区	伏見、深草、醍醐
ハローワーク 西陣烏丸御池プラザ (マザーズハローワーク)	中京区	市内全域
山科パートバンク	山科区	山科
京都ジョブパーク (マザーズジョブカフェ)	南区	市内全域

*管轄については、京都市内のみを記載



*平成22年国勢調査速報集計結果に基づく推計値